

鳥取県公報

平成 24 年 3 月 13 日 (火) 第 8 3 7 7 号

毎週火·金曜日発行

			目 次
\Diamond	告	示	鳥取県産業廃棄物実態調査の実施(146)(循環型社会推進課)・・・・・・・2 争議行為を行う旨の予告(147)(雇用人材総室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	公	告	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(152)(西部総合事務所県民局)・・・・5 鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表(西部総合事務所県土整備局)・・・・・・5
\Diamond	調達公		制限付一般競争入札の実施(警察本部会計課)・・・・・・・・・・・・・・5

示

鳥取県告示第146号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年3月13日

鳥取県知事 平 井 治

1 調査の名称

鳥取県産業廃棄物実態調査

2 調査の目的

平成23年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理 等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の事業所(農林漁業を除く。)

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業員数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負高(建設業)、製造品出荷額(製造業)又は病床数(医療機関)
 - ウ 自社中間処理前発生量
 - 工 委託前自社中間処理方法
 - 才 委託中間処理方法
 - 力 委託最終処分方法
 - (2) その基準となる期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

5 報告を求める者

産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所(農林漁業を除く。)約1,500箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成24年4月1日から同年6月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第147号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行 為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定によ り、次のとおり告示する。

平成24年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 大幅な賃金の引上げ、成果主義賃金導入及び賃金体系改悪反対、夏季一時金(2.5ヶ月+α以上)の保証 等に関する件
- (2) 安全・安心の医療確立に向けた大幅増員及び必要人員確保、欠員の即時補充、三交替による3人以上・ 月6日以内(当面8日) 夜勤協定の締結及び改善等に関する件
- (3) リスクマネージャーの専任配置及び安全管理委員会への労働者代表の参加、医療事故防止のための院内 体制の整備及び拡充に関する件
- 2 日時

平成24年3月15日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地	
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252	
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211	
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690	
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128	

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、 又は並行して行う。

鳥取県告示第148号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、 同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者 の名称	調査を行った時 期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大山町	平成22年度及び	大山町(塩津、下甲、岡	大山町塩津、下甲、岡	平成24年3月13日
	平成23年度	及び松河原の各一部)の	及び松河原の各一部	
		地籍図及び地籍簿		

鳥取県告示第149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地 崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年3月13日

鳥取県知事 平 井 治

1 名称

皆原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号 を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標柱
八頭郡八頭町皆原字上ヶ市58-7	1号
八頭郡八頭町皆原字上ミ山580	2 号
八頭郡八頭町皆原字柳558-2	3 号
八頭郡八頭町皆原字若宮平530-1	4 号
八頭郡八頭町皆原字若宮296-1	5 号
八頭郡八頭町皆原字河原土居157	6 号
八頭郡八頭町皆原字下モ屋敷135	7号
八頭郡八頭町皆原字下モ屋敷92	8号
八頭郡八頭町皆原字下モ屋敷102	9 号
八頭郡八頭町皆原字下モ屋敷98-1	10号
八頭郡八頭町皆原字上ミ山576	11号
八頭郡八頭町皆原字上ヶ市58-1	12号

鳥取県告示第150号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成24年3月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名 称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
有限会社ケアサービス	有限会社ケアサービス	鳥取市吉方温泉二	平成24年2月28日	介護予防訪問介護
博愛	博愛訪問介護事業所	丁目516		

鳥取県告示第151号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が就 任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年3月13日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 本 俊 明 東伯郡北栄町大谷258-1 平成24年3月4日就任 任期 平成27年4月6日まで

鳥取県告示第152号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年4月28日までの間、インターネットを利用する方法により公 衆の縦覧に供する。

平成24年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 男

- 1 申請のあった年月日 平成24年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人がいなネット
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 米子市河崎580
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、ボランティアなどの善意の団体、個人に対して、情報共有、情報の交換の場を提供し、ボラン ティア、助け合い、街づくりを推進する事業を行い、安心、安全、健全な社会の実現に寄与することを目的と する。
- 6 定款の変更事項 役員の任期の変更

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

		認可の内容			
名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂 利の種類及び 数量	採取の期間	認可年月日
有限会社西山	米子市夜見町	米子市葭津字豊岡	砂(9,385.78	平成24年3月2日から	平成24年3月
工業	1936 — 1	1093 - 2 外 3 筆	立方メート	平成25年3月1日まで	2 日
代表取締役		(3,916.05平方メ	ル)		
西山 秀雄		ートル)			

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規 定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、 次のとおり公告する。

平成24年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

安全運転管理者及び副安全運転管理者講習業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成24年5月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県内

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入 札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資 格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年3月26日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出するこ 上。

- (3) 平成24年3月13日(火)から同年4月12日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入 札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を 受けていない者であること。
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項及び道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) 第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものであると公安委員会が 認めた者であること。
 - ア 次のいずれかに該当する者を役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人及びその他の者で講習を行うのに必 要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する 者と認められる者を含む。)とするものでないこと。
 - (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認め

るに足りる相当な理由がある者

- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の 6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指 示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの
- ウ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。
- エ 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。
- オ 講習の委託業務を行う事業所において、委託業務に従事する職員を配置すること。
- カ 講師及び責任者の配置について、次の要件を満たす者であること。
 - (ア) 講習の科目及び内容に応じて必要な学識経験者及び専門的知識を有する者(自動車安全運転センタ 一が行う自動車の運転の管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者をいう。)又は 講師として法第108条の2第1項第1号に掲げる講習に従事した経験を有する者を講師として配置するこ とができること。
 - (イ) 委託業務に関し問題が生じた場合において即時に対応することが可能である責任者を配置すること
- キ 講習に必要な視聴覚機器を有していること。
- 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
 - P = 20(1)から(3)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(4)に掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町-丁目271

鳥取県警察本部交通部交通企画課総務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成24年3月13日(火)から同月23日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付す る。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)のアの場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年4月12日(木)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日(水)午後

5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの 場所に平成24年4月6日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、20(4)の資格については、入札説明書に定める書類を40(1)のイの場所に同年3月26日(月)
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出し なければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」と いう。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代える ことができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により入札保証金の全部又 は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ がないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計 規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づ いて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。